

1 計画策定の趣旨

平成18年12月、教育基本法が制定後初めて改正され、第17条第1項により、国には教育振興基本計画の策定が義務づけられました。また、同条第2項において、地方公共団体には国の計画を参酌し、地域の实情に応じた計画を定める努力義務が課せられました。

本市では、平成23年2月に第一次川越市教育振興基本計画を策定し、鋭意、その取組を進めてまいりましたが、成果が見られる一方、継続して取組を充実させていく必要があるものも見受けられ、これらを踏まえて、新たに第二次川越市教育振興基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国・埼玉県教育振興基本計画を参酌するとともに、上位計画である第四次川越市総合計画や、本市の教育に関連する計画との整合を図りつつ策定します。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 計画策定の経過と今後のスケジュール

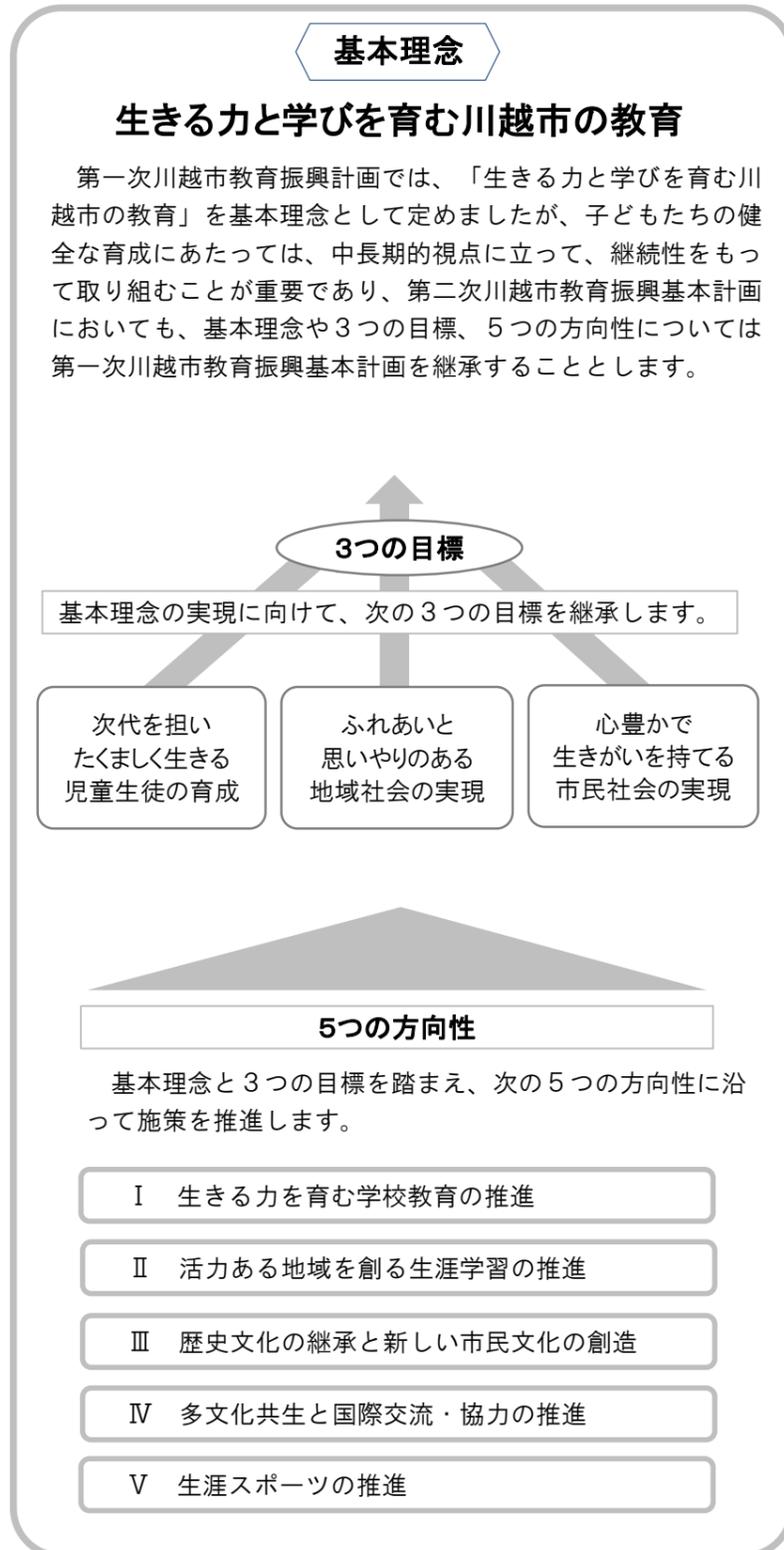
経過

平成27年	1月	第1回庁内策定会議
	5月	第1回審議会(諮問)
	7月	第2回庁内策定会議 第3回庁内策定会議 第2回審議会
	8月	第4回庁内策定会議 第3回審議会
	10月	第5回庁内策定会議 第4回審議会
	11月	教育委員会定例会(協議) 庁議(付議) パブリックコメントの実施(11/25~12/24)
平成28年	1月	第6回庁内策定会議 第5回審議会(答申) 教育委員会定例会(付議)

今後のスケジュール

2月	市長決裁	計画策定
----	------	------

5 計画の全体像



6 施策体系 (方向性5、施策8、施策の柱36、細施策105)

方向性Ⅰ－生きる力を育む学校教育の推進

施策1－確かな学力と自立する力の育成

- 施策の柱 (1)確かな学力の育成 (2)校種間連携の推進
(3)グローバル化に対応する教育の推進 (4)進路指導・キャリア教育の充実
(5)情報教育の推進 (6)特別支援教育の充実

施策2－豊かな心と健やかな体の育成

- 施策の柱 (1)豊かな心を育む教育の推進 (2)生徒指導の充実
(3)健康の保持増進と安全・体力向上の推進

施策3－質の高い教育を支える教育環境の充実

- 施策の柱 (1)教職員の資質向上 (2)学習環境の整備・充実
(3)学校給食の充実 (4)市立川越高等学校の改革・充実
(5)教育センターの充実 (6)地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
(7)小・中学校の適正規模・適正配置

方向性Ⅱ－活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策1－家庭・地域の教育力の向上

- 施策の柱 (1)家庭への支援 (2)地域の教育力の向上

施策2－生涯学習活動の推進

- 施策の柱 (1)生涯学習を推進する基礎づくり
(2)市民の学習ニーズの把握及び生涯学習情報の充実
(3)社会の変化に応じた学習機会の提供 (4)人権施策の推進
(5)身近な学習施設の整備・運営 (6)市立図書館の充実
(7)博物館の整備・充実 (8)高等教育機関との連携の推進

方向性Ⅲ－歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策1－文化財の保護と文化芸術活動の充実

- 施策の柱 (1)文化財の保護 (2)文化芸術の振興
(3)文化芸術に触れる機会づくり (4)文化芸術活動への支援と文化交流の促進
(5)美術館の充実

方向性Ⅳ－多文化共生と国際交流・協力の推進

施策1－多文化共生と国際交流・協力の推進

- 施策の柱 (1)誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりの推進
(2)国際感覚に優れた市民の育成
(3)姉妹・友好都市交流の充実

方向性Ⅴ－生涯スポーツの推進

施策1－生涯スポーツの推進

- 施策の柱 (1)スポーツ活動の推進 (2)スポーツ環境基盤整備

7 計画の推進

- ◆ 関係機関・団体との連携を深めるとともに、積極的な情報発信や情報収集に努め、施策を推進します。
- ◆ 計画を効果的に推進するため、主な施策の目標値を設定するとともに、外部有識者の知見を活用し、事務事業の点検評価を実施します。